



## 寄付の税制優遇措置（寄付金控除）についてのご案内

薩摩川内市社会福祉協議会への寄付（香典返し寄付・一般寄付）は、「税額控除制度」が適用される法人として薩摩川内市から認められています。

さらに、令和5年度から本会賛助会費も税額控除の対象となりました！

ぜひ、薩摩川内市の地域福祉の推進に寄与する本会に対し、ご寄付のご検討をお願い致します。

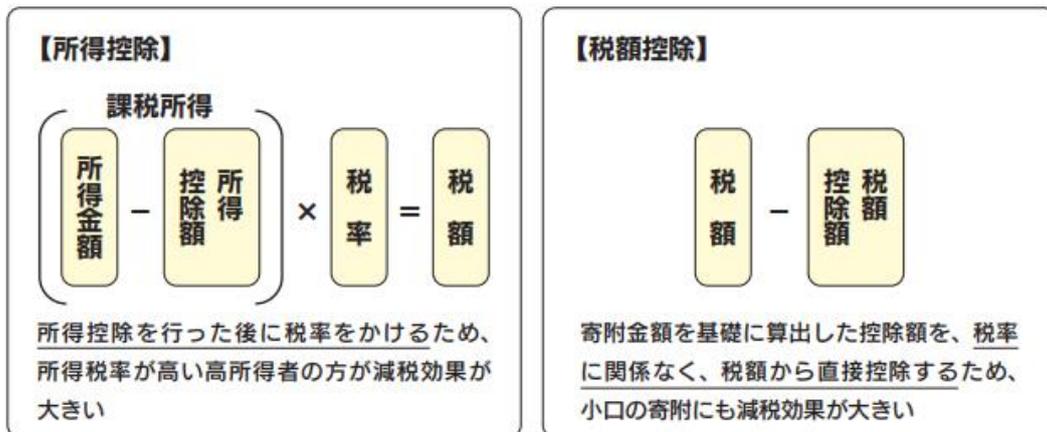
詳しくは最寄りの税務署、お住まいの市町村の住民税担当窓口にお尋ねください。

### 個人による寄付

#### 所得控除と税額控除の違い

所得控除では所得から所得控除額を差し引いた後に税率（高所得者ほど税率は高くなる）をかけて税額を算出します。これに対して税額控除では、税率に関係なく税額から税額控除額を直接差し引きます。

このため、小口の寄附にも減税効果が大きく、所得控除に比較してほとんどの場合、税額控除の方が減税効果が大きくなります。



#### 寄附金額の40%相当額を所得税額から控除

寄附者が、個人の寄附金について、確定申告時に税額控除制度の適用を選択した場合、次の算式により算出された額が、所得税額から控除されます。

#### 税額控除額の算出式

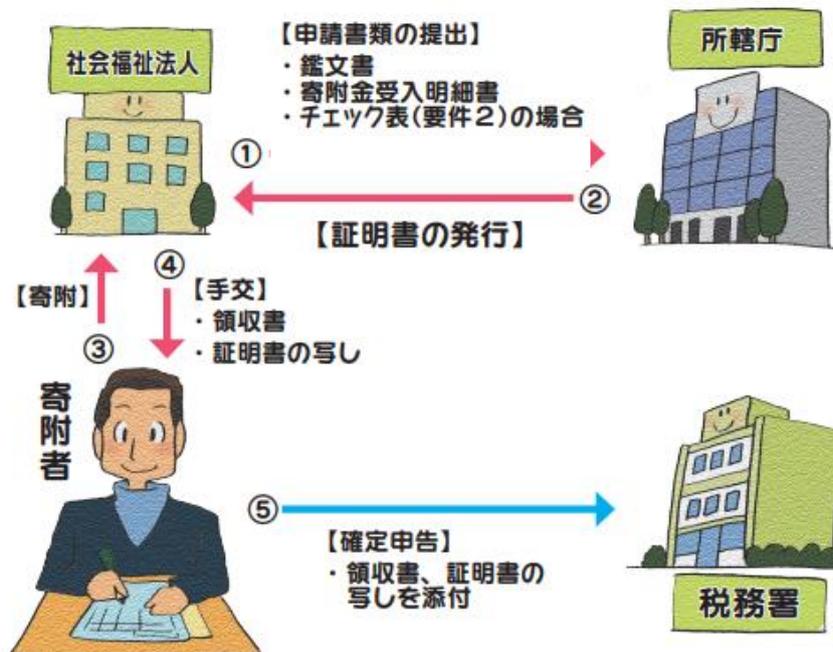
$$\left[ \text{税額控除対象寄附金}^{\ast 1} - 2,000 \text{円} \right] \times 40\% = \text{控除対象額}^{\ast 2}$$

この額が所得税額から控除されます

※1 税額控除対象寄附金：税額控除対象法人への寄附金額（総所得金額の40%を限度）  
寄附金支出額が総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象寄附金となります。

※2 控除対象額は、所得税額の25%を限度

## 申請から証明まで



確定申告の際には、「寄付金領収書」と「税額控除に係る証明書の写し」が必要となりますので大切に保管してください。

### 法人による寄付

法人が本会に寄付した場合は、法人税法上の特定公益増進法人等に対する寄付金に該当し、次のいずれか少ない金額を、損金の額に算入することができます。

本会に対する会員会費・寄付金の額

特別損金算入限度額

$(\text{資本金等の額} \times \text{当期の月数} / 12 \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1 / 2$

※本会に対する会員会費・寄付金のうち損金の額に算入されなかった金額は、一般の寄付金の額に含めて、別途 損金算入限度額の計算を行うことができます。

税制優遇措置を受けるためには、確定申告が必要となります。その際に、本会が発行した領収書を添付して申告をしてください。